洗たく物の処理を行うクリーニング業営業者の皆様へ

〔遵守事項についてのお知らせ〕 高知市保健所 生活食品課 会和5年12月13日

令和5年12月13日

電話 088-822-0588

業種ごとの分類 1



「洗たく物の処理」を行う

・ 取次ぎのみを行う

「洗たく物の処理」とは、選別、洗たく、乾燥、仕上げ等 の全部又はその一部を行うものです。 [S32.11.6 衛環発第 63 号]

「取次ぎのみを行う」とは、洗たくをしないで洗たく物の 受取及び引渡しをすることです。

•無店舗取次店

「無店舗取次店」とは、クリーニング所を開設しないで洗たく物の受取及び引渡をす ることを営業しようとする車両を用いた店舗です。_{【法第5条第2項】}

2 禁止事項

営業者は、クリーニング所以外において、営業として洗濯物の処理を行い、又は行わせてはなりません。

3 営業者の衛生措置等 [法第3条第3項]

- (1) クリーニング所及び業務用の車両(営業者がその業務のために使用する車両(軽車両を除く。)をい う。)並びに業務用の機械及び器具を清潔に保つこと
- (2) 洗濯物を洗濯又は仕上げを終わったものと終わらないものに区分しておくこと
- (3) 洗濯物をその用途に応じ区分して処理すること
- (4) 洗揚については、床が、不浸透性材料(コンクリート、タイル等汚水が浸透しないものをいう。)で 築造され、これに適当な勾配と排水口が設けられていること
- (5) その他高知市が条例で定める必要な措置 【条例第2条】
 - ① 住居部分等と隔壁等で区画し、かつ、他の用途に使用しないこと。
 - ② 洗濯物の受取,処理及び引渡しをするために必要な広さを有し,かつ,換気を十分に行うことができ る構造とすること。
 - ③ 手指の洗浄設備及び消毒設備を設けること。
 - ④ 洗濯に使用する洗剤,有機溶剤,薬品等の使用,廃棄及び管理を適正に行うこと。
 - ⑤ 洗濯物の格納容器及び集配容器は、洗濯を終わったものと終わっていないものに明確に区分し、混同 しないこと。
 - ⑥ 仕上げ作業を行うときは、清潔な作業着を着用すること。
 - ⑦ 石油系溶剤を使用して洗濯した洗濯物は、十分に乾燥させること。この場合において、皮革製品その 他の乾燥しにくい材質及び形態の製品については、石油系溶剤残留判定器を用いる等乾燥状態の確認を 客観的に行うこと。
 - 窓 定期的に消毒を行い、かつ、ねずみ、昆虫等が生息しない状態に保つこと。

法 : クリーニング業法

省令:クリーニング業法施行規則

条例:高知市クリーニング業を営む者が講ずべき衛生措置に関する条例

規則:高知市クリーニング業法施行細則

4 指定洗濯物を取り扱う場合

伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのある「**指定洗濯物**」を取り扱う場合は、「**3 営業者の衛生措置等**」のほか以下の措置を講ずること

(1) 指定洗濯物は他の洗濯物と区分しておき、これを洗濯するときは、その前に消毒すること。 ただし、洗濯が消毒の効果を有する方法によつてなされる場合においては、消毒しなくてもよい。

【法第3条第3項第5号】

- (2) 指定洗濯物の受取及び格納をするための専用の場所又は容器を設けること。 (条例第2条第2項第2号)
- (3) 指定洗濯物は、消毒又は消毒の効果を有する洗濯が完了するまでは、他の洗濯物と接触させないこと。
- (4) 指定洗濯物を集配する場合は、専用の集配容器を備え、その都度消毒を行うこと。 [条例第2条第2項第4号]
- (5) 指定洗濯物の消毒方法は、他の法令の規定に基づく消毒方法を必要とする場合を除き、規則で定める 消毒方法 (p4 掲載) のいずれかによるものとし、これに必要な設備を設けること。 [条例第2条第2項第5号]
- (6) し尿が付着している物を洗濯した水を放流する場合は、終末処理場のある下水道に放流するときを除き、浄化装置を設けること。 [条例第2条第2項第6号]

5 指定洗濯物とは

「指定洗濯物」とは、次に掲げる洗たく物で営業者に引き渡される前に消毒されていないもののことです。

【省令第1条】

- (1) 伝染性の疾病にかかっている者が使用した物として引き渡されたもの
- (2) 伝染性の疾病にかかっている者に接した者が使用した物で伝染性の疾病の病原体による汚染のおそれのあるものとして引き渡されたもの
- (3) おむつ、パンツその他これらに類するもの
- (4) 手ぬぐい, タオルその他これらに類するもの
- (5) 病院又は診療所において療養のために使用された寝具その他これに類するもの

6 利用者に対する説明・苦情申出先の明示

- (1) 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをしようとするときは、あらかじめ、利用者に対し、洗濯物の処理方法等について説明するよう努めなければなりません。 (法第3条の2第1項)
- (2) 営業者は、洗濯物の受取及び引渡しをするに際しては、利用者に対し、苦情の申出先を明示しなければなりません。 (法第3条の2第2項)

クリーニング所の営業者は、苦情の申出先となるクリーニング所の名称、所在地及び電話番号を店頭に掲示しておくとともに、洗たく物の受取及び引渡しをしようとする際に、当該掲示事項を記載した書面を配布することにより、利用者に対し苦情の申出先を明示しなければなりません。 (省合第1条の2第1号)

7 クリーニング師の設置 (法第4条)

営業者は、クリーニング所ごとに、1人以上のクリーニング師を置かなければなりません。ただし、営業者がクリーニング師であって、自ら、主として1のクリーニング所においてその業務に従事するときは、当該クリーニング所については、この限りでありません。

8 クリーニング師の研修

- (1) クリーニング所の業務に従事するクリーニング師は、業務に従事した後1年以内に、都道府県知事が 指定した「クリーニング師の資質の向上を図るための研修」を受けなければなりません。この研修を受 けた後は、3年を超えない期間ごとに研修を受ける必要があります。 (法第8条02第1項 省令第10条02)
- (2) 営業者は、そのクリーニング所の業務に従事するクリーニング師に対し、(1)に規定する研修を受ける機会を与えなければなりません。 (法第8条の2第2項)

9 業務従事者に対する講習 [法第8条03, 省合第10条03]

- (1) 営業者は、クリーニング所の開設の日から1年以内に、当該クリーニング所のクリーニング業務に関する衛生管理を行う者として、その従事者の中からその従事者の数に5分の1を乗じて得た数(その数が1に満たないときは1とし、その数に1に満たない端数を生じたときは、その端数を1として計算する。)の者を選び、その者に対し都道府県知事が指定した「クリーニング業務に関する知識の修得及び技能の向上を図るための講習」を受けさせなければなりません。
- (2) 営業者は、(1)の講習を受けさせた後は、3年を超えない期間ごとに(1)と同様の方法で選んだ者に対し講習を受けさせる必要があります。
- (3) (1)(2)の場合において、「クリーニング師の資質の向上を図るための研修」を受けたクリーニング師は、講習を受けた者とみなします。

10 クリーニング所検査確認証の掲示 [規則第3条第2項]

クリーニング所の営業者は、営業所の見やすい場所に、クリーニング所検査確認証を掲示してください。

- 11 届出 (法第5条第3項、法第5条の3第2項、省令第1条の3第3項、省令第2条の2、省令第2条の3、省令第2条の4、省令第2条の5) 以下の場合は届出が必要です。詳しくは「クリーニング業の届出の手引(高知市)」を参照ください。
 - (1) クリーニング所開設届で届出した事項に変更が生じたとき
 - ア クリーニング所の名称
- 注 次の場合は変更届ではなく、事前に届出が必要です。
- イ クリーニング所の構造及び設備の概要
- (1) <u>譲渡・相続・合併・分割のいすれにも該当せず、営業者が代わる場合</u> (2) 施設の移転や改築によりクリーニング所としての同一性を失う場合
- ウ 営業者(管理人を置いたときは、その管理人を含む。)の氏名、本籍、住所 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、その名称又は代表者の職・氏名)
- エ 従事者中にクリーニング師のある場合には、その本籍、住所、氏名
- 才 従事者数
- 力 営業形態
 - ① 洗濯物の処理をすることを業とするもの
 - ② 指定洗濯物を取り扱うことを業とするもの
 - ③ 洗濯物の受取及び引渡のみをすることを業とするもの
 - ④ 洗濯物の貸与及び回収を業とするもの
- (2) 営業を廃止したとき
- (3) 譲渡、相続、合併、分割のいずれかにより、クリーニング所営業者の地位を承継したとき
- (4) クリーニング所検査確認証の再交付を受けたいとき

指定洗濯物の消毒方法

指定洗濯物の消毒方法は、別表のとおりとする。 [規則第5条]

高知市クリーニング業法施行細則 別表 (第5条関係)

別表(第5条関係)

1 消毒方法

蒸気による消毒	摂氏 100 度以上の湿熱に 10 分間以上触れさせる方法
熱湯による消毒	摂氏 80 度以上の熱湯に 10 分間以上浸す方法
塩素剤による消毒	さらし粉,次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、1 リットルにつき遊離塩素 250 ミリグラム以上のその水溶液に摂氏 30 度以上で 5 分間以上浸し、終末遊離塩素が 1 リットルにつき 100 ミリグラムを下らない方法
界面活性剤による消毒	逆性石けん液,両性界面活性剤等の殺菌効果のある界面活性剤を使用し,その適正 希釈水溶液中に摂氏 30 度以上で 30 分間以上浸す方法
ホルムアルデヒドガス による消毒	あらかじめ真空にした装置に容積 1 立方メートルにつきホルムアルデヒド 6 グラム以上及び水 40 グラム以上を同時に蒸発させ、密閉したままで摂氏 60 度以上で 1時間以上触れさせる方法
酸化エチレンガスによる消毒	あらかじめ真空にした装置に酸化エチレンガスを 1 に対し炭酸ガスを 9 の割合で混合したものを注入し、大気圧に戻し、摂氏 50 度以上で 2 時間以上触れさせるか、又は 1 平方センチメートルにつき 1 キログラムまで加圧し、摂氏 50 度以上で 1 時間以上触れさせる方法
過酢酸による消毒	1 リットルにつき過酢酸 150 ミリグラム以上の水溶液中に摂氏 60 度以上で 10 分間以上浸す方法又は 1 リットルにつき過酢酸 250 ミリグラム以上の水溶液中に摂氏 50 度以上で 10 分間以上浸す方法

2 消毒の効果を有する洗濯の方法による消毒方法

熱湯による場合	摂氏 80 度以上の熱湯に 10 分間以上浸す工程を含むもの
塩素剤による場合	さらし粉,次亜塩素酸ナトリウム等を使用し、1 リットルにつき遊離塩素 250 ミリグラム以上のその水溶液に摂氏 30 度以上で 5 分間以上浸し、終末遊離塩素が 1 リットルにつき 100 ミリグラムを下らない方法で漂白する工程を含むもの
四塩化 (パークロル) エチレンによる場合	四塩化エチレンに 5 分間以上浸し,洗濯をした後,四塩化エチレンを含む状態で摂氏 50 度以上に保たせ,10 分以上乾燥させる工程を含むもの
過酢酸による場合	1 リットルにつき過酢酸 150 ミリグラム以上かつ摂氏 60 度以上の水溶液で 10 分間以上処理する工程を含むもの又は 1 リットルにつき過酢酸 250 ミリグラム以上かつ摂氏 50 度以上の水溶液で 10 分間以上処理する工程を含むもの